

2 ごみ処理編

2 ごみ処理編

第1章 ごみ処理の区分と体制

2 ごみ処理編

第1章

ごみ処理の区分と体制

1.1 廃棄物の区分

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。
 一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。さらに「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。
 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物が対象となります。大量に排出されるものや、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正処理を行う必要があります。

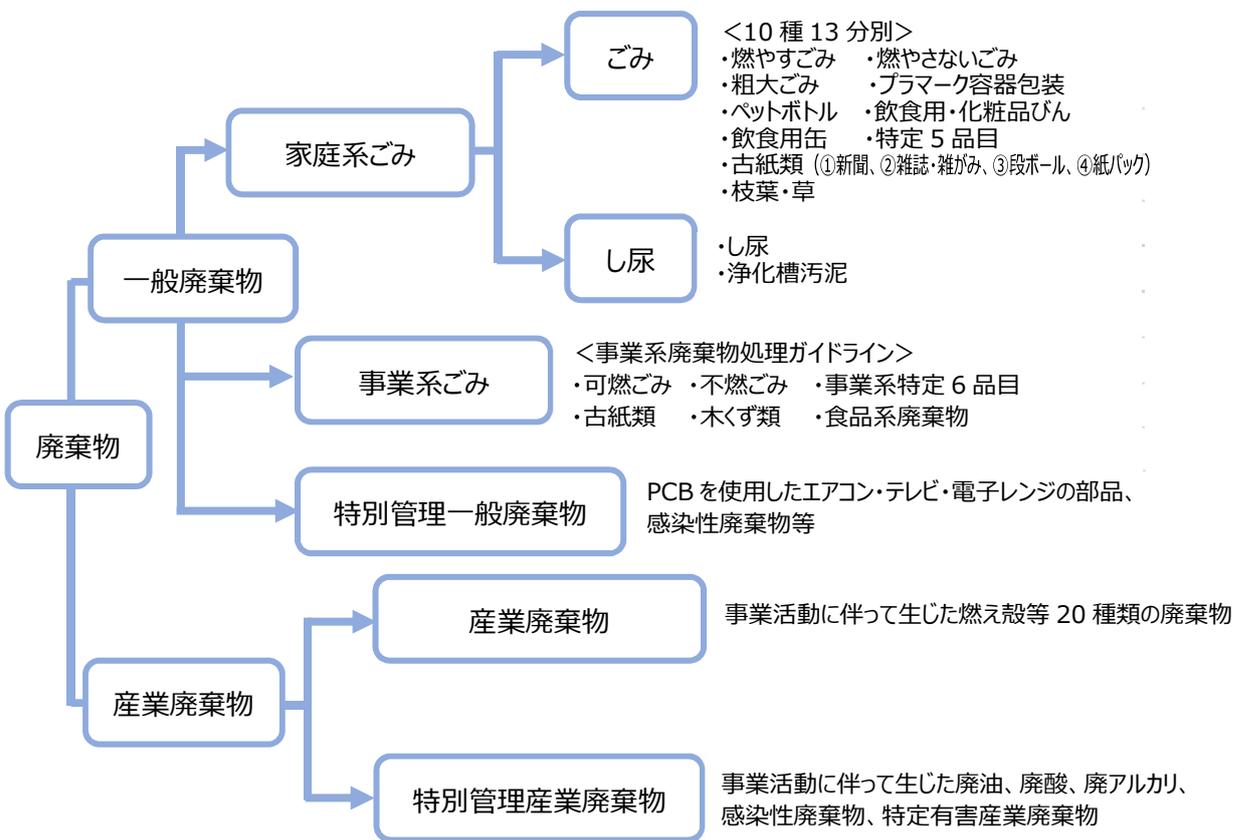


図 4 廃棄物の定義

1.2 家庭系ごみ

1.2.1 分別区分

新ごみ減量制度以降、10種13分別により可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみをできるだけ削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを推進しています。

なお、分別の誤りをなくすため、平成25(2013)年4月には「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定5品目」にそれぞれ分別呼称を変更しました。

表2 分別区分等

平成31(2019)年4月1日現在

区分		主な内容	収集回数	収集方法	手数料等
ごみ	燃やすごみ	生ごみ、皮革類など	週3回	集積場方式	有料 (指定袋)
	燃やさないごみ	金属類、ガラス類など	月1回		
	粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料 (処理券)
資源物	プラマーク容器包装	カップ・パック類、トレイ類など	週1回	集積場方式	無料
	ペットボトル	飲食用のペットボトル	月2回		
	飲食用・化粧品びん	飲食用・化粧品のびん			
	飲食用缶	飲食用の缶			
	特定5品目	乾電池類、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類	月1回		
	古紙類	①新聞 ③段ボール ②雑誌・雑がみ ④紙パック	月2回		
	枝葉・草	枝葉・草	週1回 (1・2月を除く)		

表3 市で受け入れしない廃棄物

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	廃棄物の例	処理先
有害性のある物	農薬、劇薬	専門の業者へ
危険性のある物	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器	
引火性のある物	ガソリン、灯油、塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着したおむつ	
容積又は重量の著しく大きい物	大型ピアノ、FRP 製のボート、自動車、バイク（50 cc 以下の物を含む）、大型機械器具	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物（血液の付着した注射器など）	
再生利用を促進することが必要と認められる物	【特定家庭用機器廃棄物】 テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法に基づき、販売店による引き取りとメーカーによる再商品化
	パーソナルコンピュータ (使用済小型家電拠点回収を除く。)	資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収・再商品化
その他、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じる物	タイヤ、動物の死体（市又は市が委託した者が収集した物及び市が条例※第 36 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理手数料を徴収し受け入れたものは除く。）	専門の業者へ

※ 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、新潟市廃棄物処理施設受入基準

1.2.2 集団資源回収と拠点回収

家庭から排出される資源物は、ごみ集積場での収集のほか、自治会等による古紙等の集団資源回収、区役所等における拠点回収など様々な排出機会を提供しています。

表4 集団資源回収と拠点回収の回収品目と回収場所

● 集団資源回収

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区 分	回収品目
集団資源回収	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、古繊維

● 拠点回収

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区 分	回収場所	回収品目
古紙類	清掃センター等	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック
ペットボトル	スーパー等	ペットボトル
トレイ	区役所等※	食品トレイ
乾電池	スーパー等	乾電池
古布・古着	区役所等	古布・古着
廃食用油	区役所等	廃食用油
使用済小型家電	区役所等	小型家電(縦 15cm×横 30cm×奥行 20cm 以内)

※豊栄地区のみ

1.3 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、法令により、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

このうち、市の施設で処理する事業系ごみについては、事業者が一般廃棄物収集運搬業者に市の施設までの運搬を委託するか、自ら搬入することになります。

また、適正に分別し、リサイクル可能な資源物のリサイクルを推進しています。

表 5 市の施設で処理する事業系ごみ

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

ごみ	可燃ごみ	リサイクルできない紙類、布類、皮革類、食品系廃棄物、木くず類 等	
		少量プラスチックごみ	プラマーク容器包装、少量の化学繊維等の可燃物 [受入基準] 90L 1 袋以内/週
		少量ペットボトル	ペットボトル [受入基準] 90L 1 袋以内/月
	不燃ごみ	木製家具、カーペット等の布製品、革製のソファ等	
		少量不燃ごみ	ガラス・陶磁器類、少量の金属くずの不燃物 [受入基準] 90L 1 袋以内/月
	事業系 特定 6 品目	乾電池類	乾電池、充電式電池、ボタン電池 [受入基準] 1 kg/回
		小型蛍光管	小型蛍光管 ※ 1 m以上の直管型や円形型（サークルライン）は不可 [受入基準] 1 kg/回
		水銀体温計	水銀体温計（水銀温度計・水銀血圧計は不可） ※医療・福祉関係事業者は不可 [受入基準] 2 本/回
		ライター	ライター [受入基準] 5 個/回
		スプレー缶類	スプレー缶類 [受入基準] 2 本/回
		小型家電類	電卓、ラジオ 等 [受入基準] 5 kg/回

表 6 民間のリサイクル施設で処理する事業系ごみ

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

資源物	古紙類	段ボール、新聞・チラシ、雑誌・カタログ等、シュレッダー紙、OA紙、雑がみ（メモ用紙、紙箱、紙袋、はがき、封筒、包装紙等）
	木くず類 （一般廃棄物）	廃木材、伐採木、枝葉、木製家具類 等
	食品系廃棄物 （一般廃棄物）	食品系廃棄物、魚腸骨

1.4 ごみ処理手数料

1.4.1 家庭系ごみ

ごみ減量・リサイクルの推進と分別の徹底を目的に、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は処理券による有料としています。また、家庭系ごみを直接処理施設へ持ち込む場合は、単純従量制による処理手数料が必要です。

表 7 指定袋を購入し排出する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分		手数料の額	
市が定期的に収集する 家庭系ごみ	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定袋・大 (45L)	45 円/枚
		指定袋・中 (30L)	30 円/枚
		指定袋・小 (20L)	20 円/枚
		指定袋・極小 (10L)	10 円/枚
		指定袋・超極小 (5L)	5 円/枚

表 8 粗大ごみ戸別収集で排出する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
市が収集する粗大ごみ	500 円券	大きさや重さにより 1 点につき 100~500 円
	300 円券	
	200 円券	
	100 円券	

表 9 処理施設に直接搬入する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
家庭系ごみ	10kg までごとに	60 円

1.4.2 事業系ごみ

事業系ごみについては、「排出者責任」に基づく適正な負担とするため、ごみ処理にかかる経費等を考慮して設定した手数料を徴収しています。

表 10 処理施設に直接搬入する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
事業系ごみ	10kg までごとに	130 円

1.4.3 ごみ処理手数料の市民還元事業

家庭系ごみ有料化の目的の一つが「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作製等経費を差引いたごみ処理手数料収入については「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」に寄与する事業に充当し、全て市民還元しています。

表 11 ごみ処理手数料の市民還元事業の内容

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

市民還元事業	事業概要
(1) 資源循環型社会促進策	
①分別意識の向上と啓発	・資源とごみの情報紙「サイチョプレス」の発行 ・ごみ分別アプリの配信など
②クリーンにいがた推進員育成事業	・クリーンにいがた推進員の研修会・施設見学会、自治会等への報奨金など
③ごみ集積場設置等補助金	・ごみ集積場の設置などへの補助、カラス被害対策用ネットの譲与
④地域清掃等への助成	・環境美化活動費や不法投棄処理費への助成
⑤不法投棄・違反ごみ対策	・廃家電等不法投棄物の処理など
⑥古紙資源化の一層の推進	・集団資源回収団体への奨励金、コミュニティ協議会への古紙行政収集地域活動支援金の交付など
⑦家庭系生ごみ減量化の推進	・生ごみ処理器の購入補助 ・乾燥生ごみ回収など
⑧古布・古着の拠点回収費	・市民から持ち込まれる古布・古着を拠点で回収
(2) 地球温暖化対策	
⑨環境教育・環境学習に対する支援	・副読本の作製配布、校内緑化など
⑩バイオマス利活用	・家庭から排出される廃食用油の回収・再生利用
⑪にいがた未来ポイント事業	・環境・健康活動に対するポイントの発行（環境部分経費）
⑫防犯灯設置補助金(市民生活部所管)	・LED 灯などの環境配慮型防犯灯の導入促進
(3) 地域コミュニティ活動の振興	
⑬ごみ出し支援	・ごみ出しが困難な世帯に対する支援活動費の助成
⑭地域活動への支援(市民生活部所管)	・地域の課題解決を図る活動などへの補助金の交付 ・自治会等による防犯カメラの設置支援

1.5 ごみの処理の流れ

家庭から排出されるごみのうち、「燃やすごみ」は市内4か所の焼却施設で処理しています。「燃やさないごみ」「粗大ごみ」は、一部を破碎施設で前処理し、資源物を取り出すほか、可燃物は焼却処理し、容量を減らした後に最終的に埋立処理しています。

資源物（「プラマーク容器包装」「ペットボトル」「飲食用・化粧品びん」「飲食用缶」「特定5品目」「古紙類」「枝葉・草」）は、民間施設で再資源化しています。

また、事業所から排出されるごみのうち、古紙類、分別された食品系廃棄物等は民間施設で再資源化しています。資源物以外の事業系一般廃棄物は、許可業者による搬入または自己搬入により処理しています。

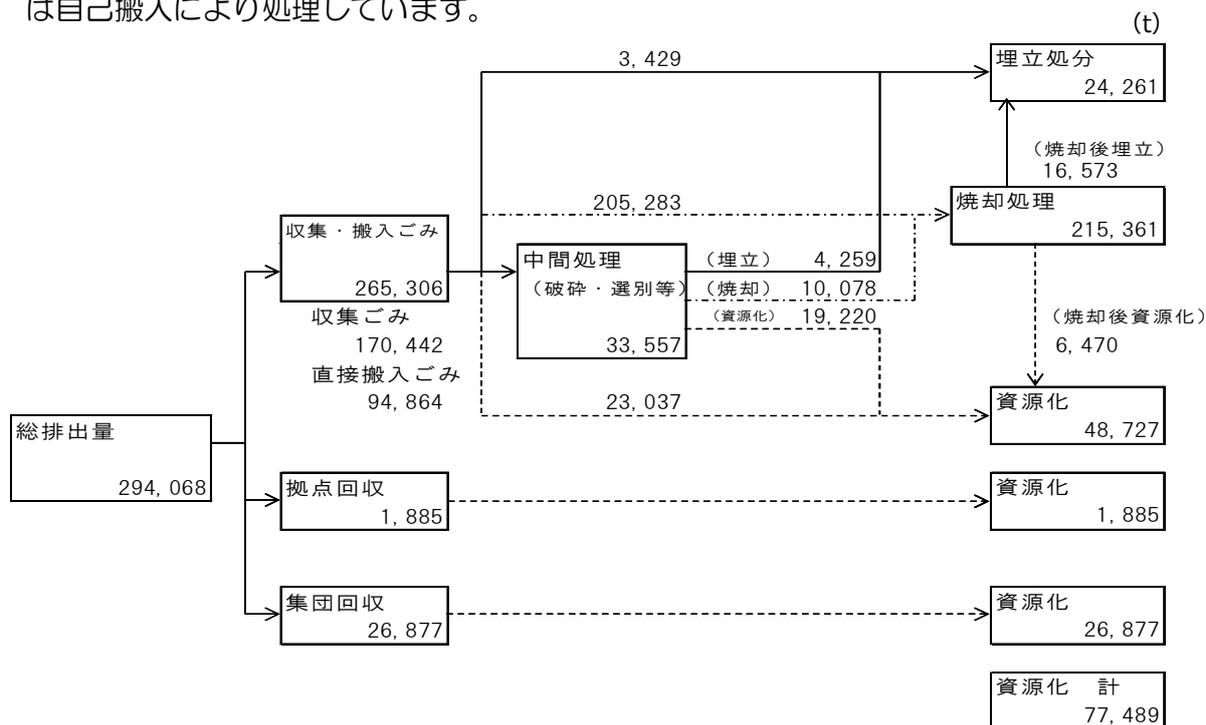


図5 平成30(2018)年度ごみ処理実績フロー

表12 平成30(2018)年度ごみ量

収集ごみ		直接搬入ごみ (家庭系) (t)	
燃やすごみ	123,699	燃やすごみ	4,625
燃やさないごみ	3,849	燃やさないごみ	7,564
粗大ごみ	3,126	資源ごみ	506
プラマーク容器包装	8,275	計	12,695
ペットボトル	1,294	直接搬入ごみ (事業系)	
飲食用・化粧品びん	6,285	許可	76,325
飲食用缶	1,948	直接搬入	2,861
特定5品目	412	公共ごみ	2,339
古紙類	5,607	資源物	644
枝葉・草	15,947	計	82,169
合計	170,442		
拠点回収	1,885		
集団資源回収	26,877		
ごみ総排出量	294,068		

1.6 ごみ処理施設

1.6.1 収集・処理区域

収集品目と施設の立地条件に応じて、収集・処理を行っています。

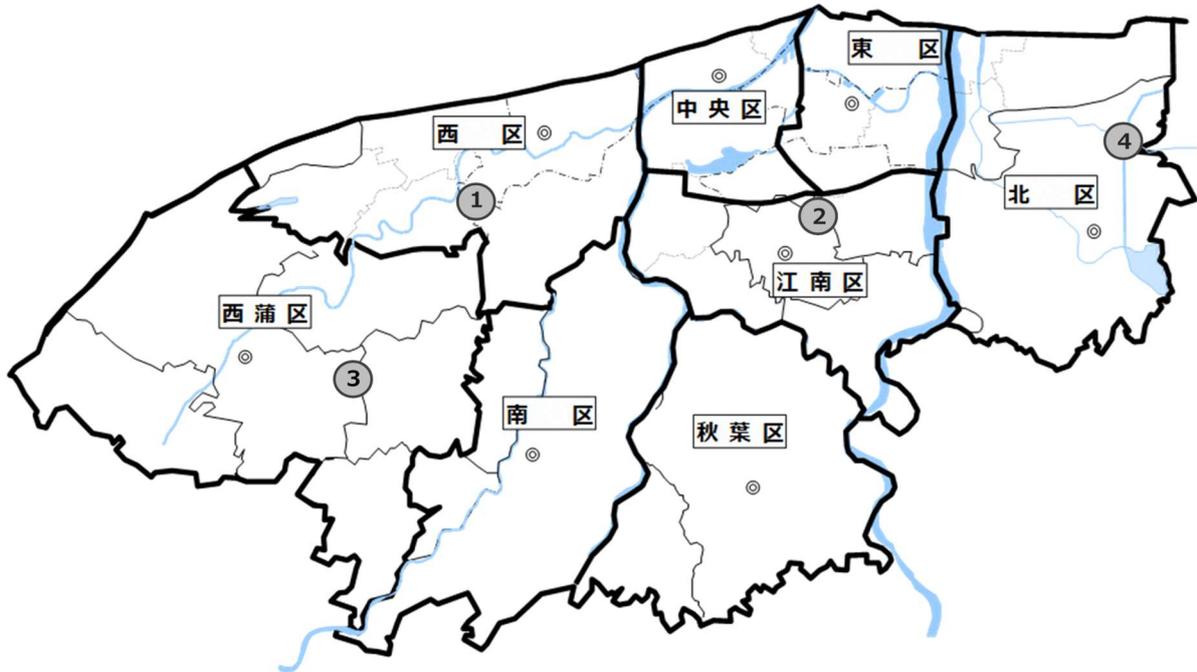


図 6 ごみ収集・処理区域

表 13 行政区別人口・世帯数(平成 30(2018)年 10 月 1 日:国勢調査による推計人口)

行政区	人口(人)	世帯数(世帯)
北区	74,564	29,060
東区	136,257	60,869
中央区	183,000	87,070
江南区	68,397	27,037
秋葉区	76,055	29,835
南区	44,485	15,979
西区	161,904	68,188
西蒲区	55,920	20,364
計	800,582	338,402

1.6.2 焼却施設

焼却施設は、豊栄郷清掃施設処理組合の施設を含め、4施設が稼働しています。

なお、平成24(2012)年に白根グリーンタワー、平成28(2016)年に新津クリーンセンターの焼却機能を停止し、直接搬入ごみの受け入れのみの中継施設としています。

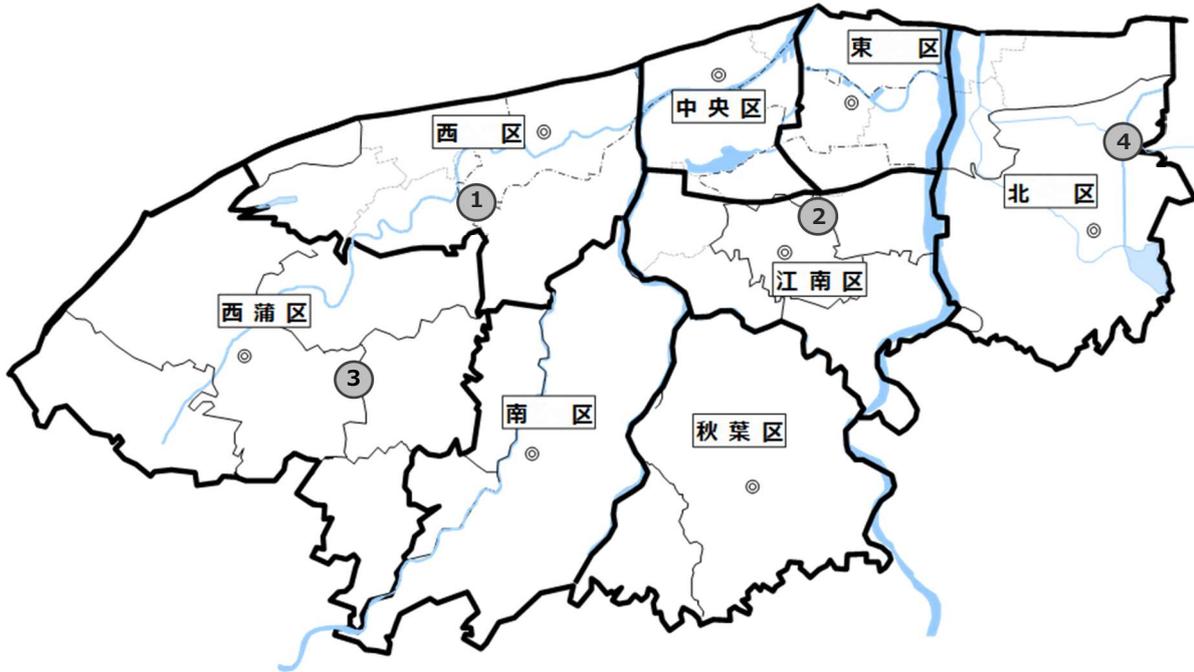


図7 焼却施設配置

表14 焼却施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	平成30(2018)年度処理量(t)
①新田清掃センター	ストカ炉+ 灰溶融炉 (24h/日 運転)	焼却 330t/日 (110t/日×3 炉) 灰溶融 36t/日 (18t/日×2 炉)	平成24(2012)年 3月	87,748
②亀田清掃センター	流動床炉 (24h/日 運転)	390t/日 (130t/日×3 炉)	平成9(1997)年 3月 ※H24~H27 基 幹改良工事実施	96,916
③鎧漕クリーンセンター	シャトル式ガス化 溶融炉 (24h/日 運転)	120t/日 (60t/日×2 炉)	平成14(2002)年 3月	17,960
④豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター	ストカ炉 (16h/日 運転)	130t/16h (40t/16h×2 炉 +50t/16h)	昭和55(1980)年 12月	12,737*

※聖籠町分を除く

1.6.3 中間処理(破碎・選別等)施設

中間処理施設は、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧潟クリーンセンター、資源再生センター(エコプラザ)、豊栄郷清掃施設処理組合の施設の5施設が稼働しています。

なお、平成28(2016)年に新津クリーンセンター、平成31(2019)年に白根グリーンタワーの破碎機能を停止しました。

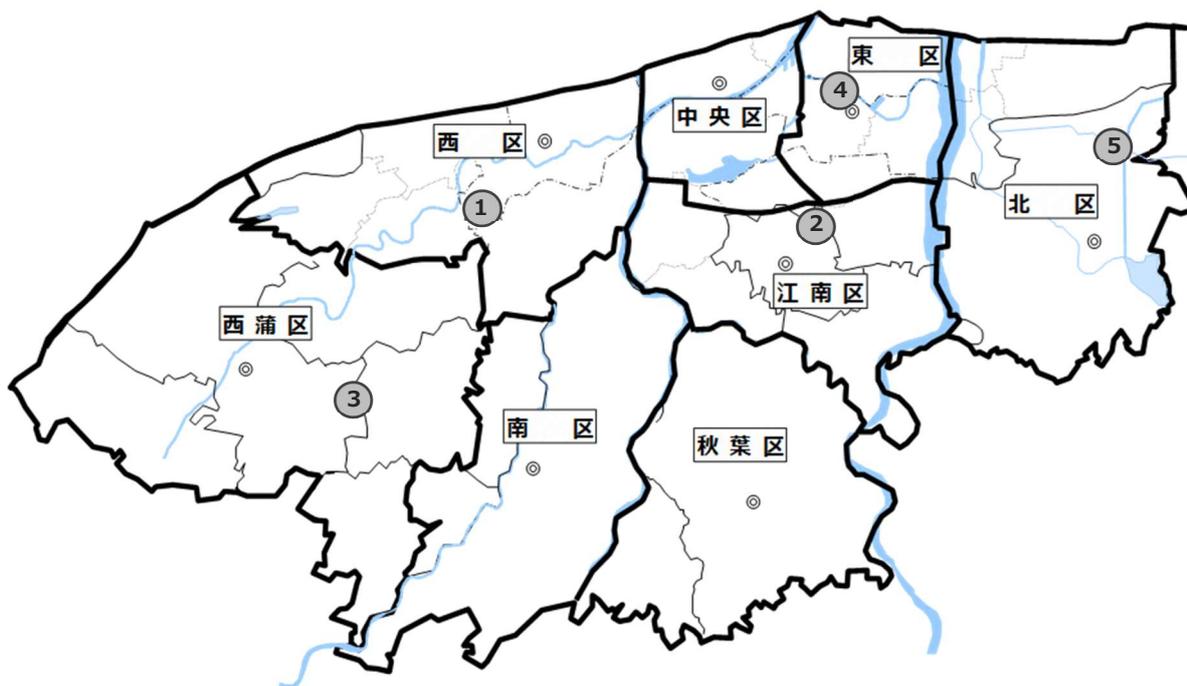


図8 中間処理(破碎・選別等)施設配置

表15 中間処理(破碎・選別等)施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	平成30(2018)年度処理量(t)
①新田清掃センター	縦型高速回転式細破碎機 二軸低速回転式粗破碎機	170t/5h 85t/5h×2系 縦型高速 5t/5h×1系 二軸低速	平成12(2000)年3月	6,338
②亀田清掃センター	横型回転式破碎機 剪断式破碎機	50t/5h 45t/5h×1系 横型 5t/5h×1系 剪断	平成9(1997)年3月	6,683
③鎧潟クリーンセンター	缶 機械選別・圧縮	7t/5h	平成14(2002)年3月	136
④資源再生センター (エコプラザ)	機械選別(スチール・アルミ缶)・ 圧縮	60t/5h 30t/5h×2系	平成8(1996)年3月	1,477
⑤豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター	衝撃剪断式	30t/5h	昭和62(1987)年3月	689※

※聖籠町分を除く

1.6.4 最終処分場

最終処分場は、第4赤塚埋立処分地、太夫浜埋立処分地、福井埋立処分地と豊栄郷清掃施設処理組合の処分場を含め4施設があります。

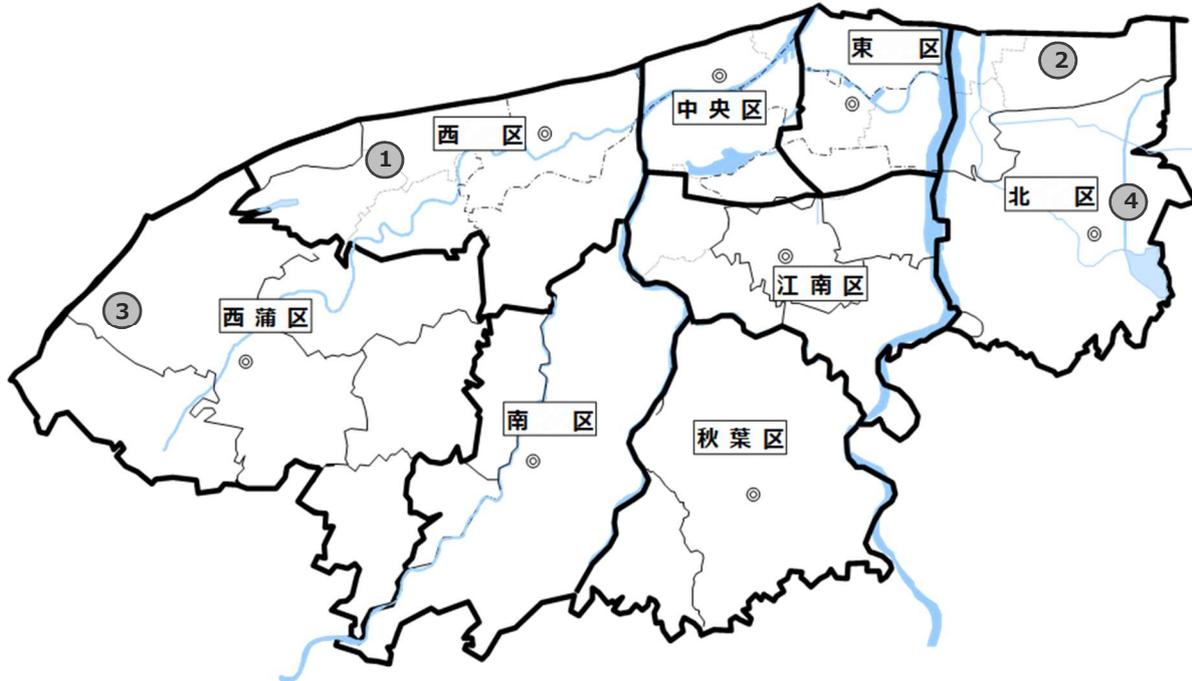


図9 最終処分場配置

表16 最終処分場一覧

施設名称	施設容量(m ³)	埋立構造	竣工年月	平成30(2018)年埋立立量(t)	平成30(2018)年度末残容量(m ³)
①第4赤塚埋立処分地	492,000	準好気性 平地埋立	平成24(2012)年 3月	10,423	427,181
②太夫浜埋立処分地	237,500	準好気性 平地埋立	平成13(2001)年 3月	10,881	46,634
③福井埋立処分地	97,690	準好気性 山間埋立	昭和58(1983)年 8月	912	30,997
④一般廃棄物処分場江楓園 (豊栄郷清掃施設処理組合)	80,910	準好気性 平地埋立	平成4(1992)年 3月	2,045※	10,999

※聖籠町分を除く

